

# 退職(失業)による特例免除制度をご利用ください

## □退職(失業)時の特例免除制度とは

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、市役所で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い、年金保険料を納めることとなります。

ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があり、これを申請免除といいます。

申請免除は通常、申請者本人や配偶者、世帯主の所得の状況を基準にして審査がされますが、**免除申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方については、特例免除制度を利用することができます。**

この制度では、申請者本人の所得の状況を除外して免除の審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは全額免除が認められず、一部免除や却下されるときもあります。

なお、申請者の扶養家族となっている配偶者についても同時に申請できます。



## ◎手続きは…

申請は、国保年金課または土浦年金事務所で行ってください。申請手続きには次のものがが必要です。

- ①年金手帳または納付書など(基礎年金番号が分かるもの)
- ②失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など。離職日が平成21年3月31日以降のもの)
- ③はんこ(申請者本人が手続きするときは不要)
- ④所得証明書(平成21年1月1日以前に住民登録している方は不要。所得状況が不明の方は申告をしていただくときがあります)

## ◎免除の対象

平成21年7月分から22年6月分までの未払い分の国民年金保険料

※この対象期間以降に国民年金保険料の免除制度を利用するときは、再度申請が必要となります(受け付けは7月から)。

☎ 国保年金課(☎826-1111 内線2290)

# ふれあいセンター「ながみね」、 老人福祉センターをご利用ください



## ふれあいセンター「ながみね」 (中村西根2078-1)

開館時間/午前9時～午後9時

※運動プール・浴室の受け付けは、午後8時30分まで

休館日/月曜日、年末年始

主な設備/運動プール、浴室、多目的ホール、集会室など

利用料金/

設 備	区 分	料 金
運動プール・浴室	小学生以下の方	無 料
	中学生以上60歳未満の方	300円
	60歳以上の方	150円
	市外に居住する中学生以上の方	500円
多目的ホール (10人以上の団体対象)	午前9時～正午	1650円
	午後1時～5時	2400円
	午後6時～9時	1950円

☎ 高齢福祉課(☎826-1111 内線2479)  
ながみね(☎830-5600)

## 老人福祉センター

施 設・休館日/

●湖畔荘(手野町1892-1)・日曜日、祝日、年末年始

●つわぶき(中都町一丁目5428-2)・日曜日、祝日、年末年始

●うらら(大和町9-2)・月曜日、祝日、年末年始

開館時間/午前9時～午後4時30分

※浴室の受け付けは、午後4時まで

主な設備/浴室、集会室、教養娯楽室など  
使用料/

区 分	料 金
小学生以下の方	無 料 (免除)
中学生以上60歳未満の方	300円
60歳以上の方	無 料
市外に居住する中学生以上の方	500円



☎ 高齢福祉課(☎内線2479)、湖畔荘(☎828-0881)  
つわぶき(☎831-4126)、うらら(☎827-0050)

◎いずれの施設でも、利用者には登録証を発行しますので、健康保険証など年齢や住所を確認できるものをご持参ください。また、体に障害のある方などは、料金が免除されます。詳しくは、各施設にお問い合わせください。